

Title	休業銀行に関する法律問題
Sub Title	
Author	西本, 辰之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.10 (1927. 10) ,p.1331(55)- 1352(76)
JaLC DOI	10.14991/001.19271001-0055
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19271001-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

以外の地代發生を説明せんとするならば、マルクスの價值法則、資本の有機的組成の異同等を引き來ること、凡て無用である。問題を決するものは、一に農産物に對する需要と地主の獨占的地位の強固の程度如何とであつて、農産物の價格は其生産價格以上如何なる點までも昇騰し得るのである。而して此場合農産物は最早任意に増加し得べき貨物の部類に屬せぬものであるから、従つてリカアドオの費用法則は之に適用せられないのである。農産物が自由に増加し得る貨物たる限り、成立し得るものは獨り較差地代法則のみであつて、絶對地代は與らぬ。

休業銀行に關する法律問題

西 本 辰 之 助

休業銀行に關聯して諸種の問題が經濟上からは勿論法律上からも論議されてゐる。私は茲に法律上の見地から二三の點につき卑見を述べてみやうと思ふ。

一 取締役及び監査役の責任

取締役及び監査役の責任に關して商法に次のやうな規定がある。

第七十七條 取締役カ共任務ヲ怠リタルトキハ其取締役ハ會社ニ對シテ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行爲ヲナシタルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其取締役ハ第三者ニ對シテ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

第八十九條 第六十四條、第六十六條但書、第六十七條、第六十七條ノ二、第七十七條及ヒ第七十九條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第八十六條 監査役カ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任スヘキ場合ニ

第二十一卷 (一三三二) 休業銀行に關する法律問題

於テ取締役モ亦其責ニ任スヘキトキハ其監査役及ヒ取締役ハ之ヲ連帶債務者トス

右の規定に依ると、取締役が其任務を怠り、因て會社に損害を加へたときは、其取締役は會社に對し連帶して其損害を賠償する責に任じなければならぬ。監査役に就ても亦同様である。而して兩方に責任者のある場合には双方の責任者が連帶して其責に任すべきものである。取締役及び監査役中に任務を怠つたものと怠らない者とがあるときは、任務を怠つた者だけが連帶責任を負ひ、他の者は責任を負はないのである。以上は取締役監査役の會社に對する責任であるが、若し取締役監査役が法令又は定款に反する行爲をなしたときは、それが假令株主總會の決議に依つた場合でも、第三者に對して連帶して損害賠償の責に任すべきである。

取締役の任務遂行に關しては次の規定がある。

商法第六百六十四條第二項 會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ
民法第六百四十四條 受任者ハ委任ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ委任事務ヲ處理スル義務ヲ負フ

此規定に依ると、取締役が會社の事務を處理するには所謂善良なる管理者の注意を用ゐなければならぬ。善良な、從て又相當に注意深い、正直な、勤勉な取締役のなすべき程度の注意が必要である。斯様に注意の標準が抽象的に定められてゐるから、自分は元來粗忽な人間だとか、或は他の關係事業が多いから一つの會社だけに構つてゐられないといふやうなことは何等辯解の理由にはならないのである。

次に是等の規定から休業銀行の取締役及び監査役の責任を考察してみやう。休業銀行の取締役監査役にして、其銀行の業務に關して善良なる管理者として爲すべき筈の注意を怠つたときは、夫れ等の者は銀行に對して損害賠償の責任がある。然し右の注意を怠つたかどうかは事實問題であつて、夫れ等の者が平生銀行の業務を執行してゐた狀況を調査しなければ分らない。單に銀行が支拂を停止したといふだけでは、其不注意を推測するに足りない、如何に堅實な銀行でも一時に取付を受ければ支拂を停止するの外はないからである。故に故意又は過失によつて、銀行として不適當な業務執行の方法を採つたことが證明されなければ

ならない。例へば不當、不法或は危険な貸附をしたとか、不堅實な株式社債を購入したとか、不動産購入の如き固定的な投資をなしたとか云ふ場合には、之に干與した取締役に責任があるものと推論し得るであらう。又銀行使用人の行爲に依つて損害を生じた場合であつても、取締役が其監督の任務を怠つた結果であるときは、取締役は其責に任じなければならぬ。斯様に取締役は銀行の業務に關しては善良なる管理者としての注意を用ひなければならぬが、此抽象的の標準は如何なる地位の人について定めるか。此定め方は銀行家といふ特殊の地位に在る人について定めなければならぬ。銀行取締役の責任を定むるに、善良なる大工左官の銀行業務に關して爲すべき注意の程度を標準となし得ないことは勿論である。則ち善良なる管理者の注意とは茲では善良なる銀行家として爲すべき等の注意と解すべきである。又前に述べたやうに此標準は抽象的のものであるから、實在せる多數の銀行家の平均せる注意といふ意味ではない。故に多數の銀行家は危険な投資を平氣でやつてゐるからといつて、夫れは標準にはならないのである。他人が何うあらうと、兎に角自分が善良なる銀行家としての抽象的注意を怠

れば損害賠償の責に任じなければならぬ。銀行家としては一般普通人よりも、資金の投資に關して、より敏感であるべき筈である。普通人には感じない程度の危険も銀行家には感知し得らるべき筈である。従て銀行の取締役が銀行の業務殊に投資に關して用ゆべき注意の程度は通常人の投資に關するものよりも遙かに高い筈である。

社長、専務、常務等の名の下に取締役中の一二の者が業務を専行し、他の取締役は所謂平取締役として時々相談に與るのみである場合には所謂平取締役の責任如何。商法では右のやうな名稱は認めてゐないが、其實質は之を認めてゐる。

第六十九條 會社ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ定キトキハ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス支那人ノ選任及ヒ解任亦同シ
第七十條 定款又ハ株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中會社ヲ代表スヘキ者ヲ定メス又ハ數人ノ取締役カ共同シ若クハ取締役カ支那人ト共同シテ會社ヲ代表スヘキコトヲ定メサルトキハ取締役ハ各自會社ヲ代表ス

右の規定によると、取締役の全員が業務執行及び代表に参加するのを原則としてゐるが、然し業務執行は定款を以て、代表は定款又は株主總會の決議を以て一部

の取締役にのみ委ねることを許してゐる。此場合に業務執行及び代表に参加してゐない取締役は前掲の所謂平取締役に相當するのである。然らば平取締役の任務如何。平取締役に全然業務執行の權利義務が無いとすれば、それは取締役たるの實質を持たないことになる。従て法が取締役を認めたる精神に反するであらう。結局業務執行権を有する取締役と之を有しない取締役との關係は民法第六百七十條第三項に、

組合ノ常務ハ前二項ノ規定ニ拘ハラズ各組合員又ハ各業務執行者之ヲ專行スルコトヲ得但共結了前ニ他ノ組合員又ハ業務執行者カ異議ヲ述ヘタルトキハ此限ニ在ラス

とあるのと類似してゐると信ずる。専務常務等業務の執行を委ねられた取締役は會社の業務を獨斷專行することが出来るが、他の取締役が異議を述べたときは之を無視するを得ない。此場合に意見の一致がなければ結局原則に歸つて多數決によるの外はあるまい。之に反し平取締役から絶對的に業務に容喙する権限を奪ふことを定款に定めても、夫れは無効であると信ずる。則ち業務の相談に與

り、不當の業務執行を匡正することは平取締役の最少限度の任務と云ふべきである。従てそれは同時に平取締役の義務と解すべきである。斯く解すれば平取締役に於て専務常務等の不當の業務執行を故意に看過し、或は會社の業務に全然無關心なりし結果之を知らなかつたやうな場合には、其任務を怠つたものと見なければならぬ。従て不當に業務を執行した者と連帶して責に任じなければならぬ。單に自己が直接其業務執行に参加しなかつたといふ理由で、其責任を免れることが出来ない。

監査役も亦取締役に不當な業務執行の事實あるを知つた時は、株主總會を招集して之を報告し、以て機宜の處置を採るの機會を作らなければならぬ。之を怠つたときは取締役と連帶して責に任すべきものである。

取締役及び監査役が會社に對して損害賠償の責に任すべき場合に、會社が賠償請求の手續を採らなかつたときは如何にすべきであるか、殊に銀行としては賠償を得ても悉く之を預金者に渡さなければならぬやうな場合には、賠償を請求しないことが有るであらう。此場合に債權者は次の民法の規定に依つて會社の賠

償請求権を行使し得る。

第四百二十三條 債権者ハ自己ノ債權ヲ保全スル爲メ其債務者ニ屬スル權利ヲ行フコトヲ得但債務者ノ一身ニ專屬スル權利ハ此限ニ在ラス
債権者ハ其債權ノ期限カ到來セサル間ハ裁判上ノ代位ニ依ルニ非サレハ前項ノ權利ヲ行フコトヲ得ス但保存行爲ハ此限ニ在ラス

又銀行が同様の理由から取締役及び監査役に對する賠償請求権を拋棄したときは、民法の左の規定に依つて其權利拋棄を取消し得るであらう。

第四百二十四條第一項 債権者ハ債務者カ其債權者ヲ害スルコトヲ知リテ爲シタル法律行爲ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但其行爲ニ因リテ利益ヲ受ケタル者又ハ轉得者カ其行爲又ハ轉得ノ當時債權者ヲ害スヘキ事實ヲ知ラザリシトキハ此限ニ在ラス

右但書の規定に關しては、銀行の取締役又は監査役たる者が、自己の賠償義務を免除されても預金者を害するの事實を知らなかつたとの辯明は恐らく成立つまいと思ふ。

取締役及び監査役の責任は右の通りであるが、此責任は一方で頗る容易に消滅する缺點がある。商法に左の規定がある。

第九十二條 取締役ハ第九十條ニ掲ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第九十三條 定時總會ニ於テ前條第一項ノ承認ヲ爲シタルトキハ會社ハ取締役及ヒ監査役ニ對シテ其責任ヲ解除シタルモノト看做ス但取締役又ハ監査役ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此限ニ在ラス

此規定に依ると取締役及び監査役の通常の任務懈怠に關する責任は定時總會に於て貸借對照表其他計算書類の承認をなす毎に解除せられるものと云はなければならぬ。株主としては計算書類に承認を與へなければ利益の配當を得られない、利益配當を得んとすれば承認を與へなければならぬ、承認を與へれば、取締役の責任を解除するといふ結果を生ずる。唯取締役、監査役の行爲が單純な任務懈怠ではなく、不正行爲と認められる場合には其責任は解除されない。從て會社として其取締役監査役に對し賠償請求を貫徹し得る場合は實際に於て殆んど不正行爲の行はれてゐたときに限ると云ふも不可なからうと思ふ。

銀行預金者が取締役又は監査役に對して直接に賠償請求をなし得るのは、夫れ

等の者に法令又は定款に反する行為があり、其結果銀行に損害を生ぜしめ、延て預金者を害した場合に限る。取締役が貯蓄銀行法の如き取締規定に違反して貸附其他資金の利用をなし、或は財産の評価を伴り所謂銷配當をなし、之が爲め銀行の資産を減少して預金者を害した如き場合には預金者は直接取締役に對して損害賠償の請求をなし得る。此場合に監査役が其事情を知つてゐたとすれば連帶責任を負はなければならない。銷配當は株主總會の決議を経て實行するものであるが、前掲商法の規定に依り、預金者の賠償請求の妨とはならない。

取締役及び監査役の會社及び其債権者に對する商法上の責任は上述の如くであるが、尙貯蓄銀行の取締役は預金者に對し連帶責任を負ふのである(貯蓄銀行法)取締役の破産宣告請求義務に關して商法に次の規定がある。

第七十四條第二項 會社財産ヲ以テ會社ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルニ至リタルトキハ取締役ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

故に株式會社たる銀行が債務の完済不能の狀況に陥つたときは取締役は直ちに破産宣告の請求をなす義務がある。此義務を怠つたときは商法第二百六十二

條第六號に該當し十圓以上千圓以下の過料の制裁がある。大審院の判例に依ると債務の完済不能とは債務の資産に超過した場合を指すものとしてゐる。而して現に休業銀行は預金の三割とか四割とかの切捨を行ふ必要に迫られてゐる以上、債務超過であることは疑ふの餘地はない。従て破産宣告の請求をしないことは商法違反といふべきである。尤も和議法に依る強制和議の申立をすれば必ずしも破産宣告の請求をなすを要しないものと解すべきであらう。

二 預金の讓渡、相殺及び切捨

預金の讓渡及び相殺に關しては八月十九日——二十日の時事新報紙上に松波博士の詳細な意見の發表があつた。以下博士の意見に追從して私見を述べやう。預金は一種の債權である、而して債權讓渡に關しては民法に次の規定がある。

第四百六十六條 債權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得但共性質カ之ヲ許ササルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ當事者カ反對ノ意思ヲ表示シタル場合ニハ之ヲ適用セス但共意思表示ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

右規定に依り債權は性質の許さないものの外は一般に讓渡し得るのを原則と

する、而して預金の債権は無論性質上譲渡を許さないものに屬しない。然し預金證書又は通帳には一般に譲渡を許さないといふ主旨の文句が印刷されてゐる。是れが右の規定に所謂當事者が反対の意思を表示したる場合に相當するか否かは問題となるであらう。銀行の側から見れば自己の作成した證書又は通帳に譲渡禁止の旨を印刷したのであるから其意思表示をなしたものと云ふであらう。然し預金者は全然左様な意思表示はなさなかつたのである。預入れる時は唯預入の意思を表示したのみである、譲渡禁止に就ては何等の話もしなかつた。而して預金契約が完成してから後に受取つた證書には譲渡禁止の旨が記載されてゐる、唯是れだけの關係からは譲渡禁止が預金契約の内容たり得ないのは極めて明白である。或は譲渡禁止の旨を記載した證書を受取つて、之に對し異議を述べなかつたのは、其記載を承認したものと認定すべきである、と論ずるかも知れないが、然し契約當事者は相手方から渡された書類に對し、一々反駁を加へなければ之を承認したものと看做すといふ原則は存在しない。唯後に至つては舉證が困難となるだけである。若銀行の側で譲渡を禁止しない預金を受くる意思が全然無か

つたと主張し、而して譲渡禁止が預金契約の要素と解されるときは、契約は不成立となり、預金者は不當利得として預金額の返還を請求し得る。此返還請求權には譲渡禁止の特約がないから無論譲渡し得る。譲渡禁止が預金契約の要素でないとするれば銀行の意思如何に係はらず預金契約は成立する、而して意思の合致を缺いた譲渡禁止の約款だけは效力を生じない。

預金通帳の場合には第二回目以後は譲渡禁止の旨を記載した通帳を以て預金をするのであるから、譲渡禁止を承認したものと考へられ得るであらうが、然し此場合でも預金者は必ずしも通帳の記載を讀むものとは云へない。又讀み得ない者もあるだらう。故に譲渡禁止を眞に必要な約款と考へるならば、物馴れた銀行の方で之を説明するのが至當である。然し恐らく窓口にて譲渡禁止を説明する銀行は絶無であらう。従て預金通帳の場合も亦前の預金證書に於けると大差はないのである。

當事者の意思表示に重きをおいた月並の法律論をすれば當然右のやうな結論に達するであらうと考へる。然し私は銀行預金の譲渡禁止の約款は保險會社の

震災約款に類似してゐるに信ずる、從て此問題を解決するに、私が嘗て『法學研究』第三卷第一號に於て震災約款に就いて論じたこと同一の筆法に依りたいのである。銀行預金の讓渡禁止約款は各銀行が各預金者に對して共通して定めたものである。從て預金者が讓渡禁止約款の無い銀行を搜索しても恐らく不成功に終るであらうし、又特定銀行に對し此約款を除いて預金をしやうとしても恐らく通常は不成功に終るであらう。銀行としては自己の最も大切な預金者に對しては或は此約款を除くかも知れないが、一般的には此種の要求が容れられないものと信ずる。果して然らば預金者は假令窓口で讓渡禁止の旨を聞かされたとしても、唯々として之に従ふべきであり、不承知ならば預金を斷念するの外はない。預金をなさんとすれば此約款に従はなければならぬ。斯様に契約當事者の一方が獨專的事業者であり、且一般的な共通約款を作つて契約してゐる場合には、其約款が公序良俗に反しない以上、契約の相手方は其内容を知ると否とに係はらず之に服従しなければならぬのである。電氣、瓦斯、水道、鐵道、電車、船舶、保險、銀行等何れもさうである。而して預金の讓渡禁止は決して公序良俗に反しないから、預金をした以

上は當然其讓渡が禁せられてゐるのである。

以上の如く預金の讓渡が禁せられてゐるとして、それが如何なる程度まで有効であるか。前掲民法第四百六十六條但書に依ると讓渡禁止の意思表示は之を以て善意の第三者に對抗するを得ない。故に讓渡禁止を知らない者が他人の預金を買入れたときは、銀行は買主を債権者として認めなければならぬ。此場合に買主が自己の善意を證明すべきか、又は銀行が買主の悪意を證明すべきかは、舉證の問題ではあるが、其結果は相當重要なものである。少し古いが明治三十八年の大審院判決に、債務者(此場合銀行)は讓受人の悪意を證明するを要する旨を認めたのである。預金證書又は通帳に讓渡禁止の旨を記載してあるから、買受人は之を知り得べき状態にはあるが、然し夫れだけでは知つたものと推測することが出来ない。

讓渡を禁止した預金を讓渡した場合に、銀行の取締役が之に承諾を與ふれば其讓渡は完全に效力を生ずるかといふ問に對しては然りと答ふべきである。讓渡禁止は公序良俗の必要からではなく、單に銀行の利益の爲めになされたのである。

從て銀行自ら其利益を抛棄する以上、法律は之に干渉するの必要を見ないのである。然し銀行が買受人に對する自己の債權を買受けた預金とを相殺せしむる目的で、或は少くとも其情を知つて讓渡に承諾を與へたときは、前掲民法第四百二十四條の規定の適用が無いであらうか。同條に依れば債權者は債務者が其債權者を害することを知つて爲したる行爲の取消を裁判所に請求し得る。現在休業銀行は其預金の三割四割或は夫れ以上の切捨を行ふ必要に迫られてゐる際、銀行に對する債務と預金債權とを對當の計數を以て相殺することは他の預金者の利益を甚だしく害することになる。殊に銀行が一般的に禁止してゐる預金讓渡を特に或者の爲めに解除し、以て相殺を可能ならしめるのは明かに詐害行爲である。從て他の預金者は其取消を裁判所に請求し得べきである。又かかる行爲をなした休業銀行の取締役は他日其銀行が破産の宣告を受けたときは、破産法第三百七十五條に依つて(第三號)五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せらるることがあるであらう。

預金者が自ら銀行に對して債務を負擔してゐる場合に、其預金と債務とを相殺し得るかと云ふに無論之を爲し得るものと解すべきである。休業中の銀行は自發的に營業上の取引をしないと云ふに止まり、之が爲め取締役の代表權が制限されたのではない。從て取締役が休業中に係はらず或取引をなさばそれは有効であり、又第三者が取締役に對してなす意思表示は有効である。故に預金者が民法の規定に依り一方的意思表示を以て預金と借入金とを相殺するときは其相殺は有効である。又取締役が休業中一部の預金者に對し預金の拂戻をすれば其拂戻は有効と云はねばならぬ。債務の辨濟は前掲民法第四百二十四條に依つて取消し得ないことは大正六年、七年、及び八年の大審院判決が之を認めてゐる。

目下整理中の休業銀行當事者及び政府當局などは預金の一部切捨を恰も大根の腐つた部分でも切捨るかやうに至極容易なものと思へてゐるらしい。然し普通の場合に破産法又は和議法の適用さるる場合以外、債權者の同意を得ないで預金を切捨てることは絶對的に不可能である。債權者が唯一人を除くの外全部切捨に同意したとしても、残る一人の債權を切捨てることは其者の同意なくしては不可能である。斯様に預金者の一部が切捨に同意するも他の一部の者が同意

しない場合に、切捨に同意した者が犠牲となつて、他の者に對する全額拂戻を承諾するであらうか。預金者の全部が平等に切捨を承認すれば格別、他の預金者に對する全額拂戻を目撃しながら、自己の預金の切捨を甘受することは現在の社會に於て果して期待し得られるであらうか。青木博士も八月三十日及び三十一日の時事新報紙上に於て此點を論せられてゐる。兎に角通常の手段を以てしては強制的に預金切捨を行ふことは全く不可能である。

和議法及び破産法の適用される場合には以上述べたる所と大に其趣を異にする。

和議法に依る和議開始の決定が爲されたときは破産法第九十八條乃至第四百四條の規定が準用される

破産法第九十八條 破産債権者カ破産宣告ノ當時破産者ニ對シテ債務ヲ負擔スルトキハ破産手續ニ依ラスシテ相殺ヲ爲スコトヲ得

此規定が和議法に準用されると、銀行預金者が和議開始の決定前に於て既に銀行に對して債務を負擔してゐた場合には和議手續に關係なく其債務と預金の債

權とを相殺することを得る。此點は通常の場合と異ならない。然し破産法に

同法第四百四條 左ノ場合ニ於テハ相殺ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 破産債権者カ破産宣告ノ後破産財團ニ對シテ債務ヲ負擔シタルトキ
- 二 破産者ノ債務者カ破産宣告ノ後他人ノ破産債権ヲ取得シタルトキ
- 三 破産者ノ債務者カ支拂ノ停止又ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リテ破産債權ヲ取得シタルトキ但シ其ノ取得カ法定ノ原因ニ基クトキ債務者カ支拂ノ停止若ハ破産ノ申立アリタルコトヲ知リタル時ヨリ前ニ生シタル原因ニ基クトキ又ハ破産宣告ノ時ヨリ一年前ニ生シタル原因ニ基クトキハ此限ニ在ラス

と規定されてゐるから、銀行債務者は和議開始の決定後他人の預金を買入れたるときは相殺を爲すことが出来ない。銀行が支拂を停止し又は和議の申立をなしたことを知つて他人の預金を買入れたときも亦原則として相殺が出来ない。休業銀行は表面は休業と稱してゐるが、夫れは銀行條例の適用に關するものであつて和議法及び破産法からは支拂の停止と解すべきものである。

預金切捨は和議法に依るときは、個々の債権者の承諾を得ないでも、多數決に依つて強制し得る。則ち左の規定に依る

和議法第四十九條 破産法第三百六條及第三百七條ノ規定ハ債權者集會ニ付之ヲ準用ス

破産法第三百四條及第三百五條ノ規定ハ和議ニ付之ヲ準用ス

破産法第三百六條第一項 強制和議ヲ可決スルニハ議決權ヲ行フヘキ出席破産債權者ノ過半数ニシテ其債權額カ届出ヲ爲シタル破産債權者ノ總債權ノ四分ノ三以上ニ當ル者ノ同意アルコトヲ要ス

右の如く和議を決するには債權者全員の一致を要せず、多数決を以てなし得るのである。而して其效力に關しては、

和議法第五十七條

破産法第三百二十五條乃至第三百二十七條及第三百四十二條

ノ規定ハ和議ノ效力ニ付之ヲ準用ス

破産法第三百二十六條

強制和議ハ破産債權者ノ全員ノ爲メ且全員ニ對シテ效力ヲ生ス

と規定されてゐるから、債權者集會に出席しなかつた者、或は出席しても決議に反對した者も亦和議の條件に服従しなければならぬと同時に又其利益をも受けるのである。従て和議の條件中に預金の一部切捨があれば、債權者は全部之に服従しなければならぬ。尤も前掲和議法第四十九條第二項に依り

破産法第三百四條

強制和議ノ條件ハ各破産債權者ニ付平等ナルコトヲ要ス但シ不利益ヲ受クル者ノ同意アリタルトキハ此限ニ在ラス

の規定が準用されるから、他の條件と共に切捨の割合も亦平等に行はれなければならぬ。然し不利益を受くる者の同意があれば必ずしも平等たるを要しない、大口預金者が小口預金者の爲めに、相當以上の預金切捨を甘受するが如き是である。右に述べたやうに和議が開始したときは相殺及び預金切捨に付ては通常の場合と異つて来る。然し和議開始の決定前になした預金の拂戻は之が爲めに影響を受けないのである。之に反し銀行が破産宣告を受けたときは、支拂停止以後になした預金の拂戻——例へば小口預金者に對する拂戻——が否認されることがある。

破産法第七十二條

左ニ掲クル行爲ハ破産財團ノ爲之ヲ否認スルコトヲ得

一 略

二 破産者カ支拂ノ停止又ハ破産ノ申立アリタル後ニ爲シタル擔保ノ供與、債務ノ消滅ニ關スル行爲云々

三 略

四 破産者カ支拂ノ停止若ハ破産ノ申立アリタル後又ハ其前三十日内ニ爲シタル擔保ノ供與又ハ債務ノ消滅ニ關スル行爲ニシテ破産者ノ義務ニ屬セス又ハ其方法若ハ時期カ破産者ノ義務ニ屬セサルモノ云々

第十七世紀前半に於ける英國東印度會社の状態

野村兼太郎

この一篇は一六〇一年より一六五七年に至る英國東印度會社初期の東洋、特に印度に於ける状態を記述することを目的とする。主として W. H. Moreland, "From Akbar to Aurangzeb." 1923, London.; Bal. Krishna, "Commercial Relations between India and England." 1924, London 及び H. B. Morse, "The Chronicles of the East India Company trading to China." vol. I. 1926, Oxford. の記述を補綴したものであり、拙著「近世商業史」の同會社に關する部分の布疋及び訂正を試みたに止まる。以上三書の引用箇所を一々記することは、殆ど全體に亘り、あまりに煩雜に過ぎるから、これを省略した。個に讀者の寛容を祈る。

一

直ちに英國東印度會社の東洋に於ける活動を記述するに先立つて、一般讀者のために、少しく當時の状態を略述して置きたいと思ふ。第十五世紀後半に於いて Ottoman 帝國が Alexandria 並びに Levant 沿岸地方を占領したために、西歐諸國は紅海を経て東洋に至る途を妨げられ、さらに Trebizond 及び Constantinople の陥落は陸路隊商に依るものをも失ふに至つた。かくして歐羅巴に一大變動を惹起したのであつた。Levant 地方に於けるサラセン人の勢力も、黒海地方に於ける基督教徒の勢力も、すべて土耳古人に依つて掠取され、交通貿易は著しく危険となつた。一方 Cathay